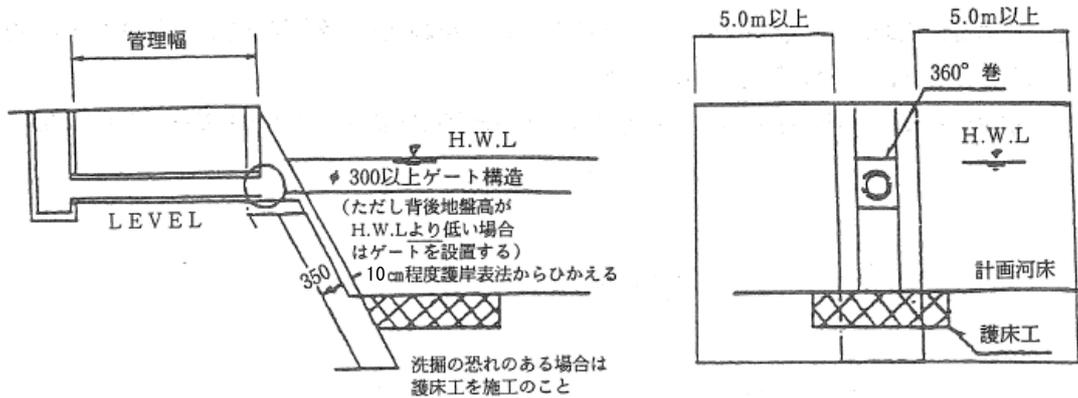


排水工の構造基準

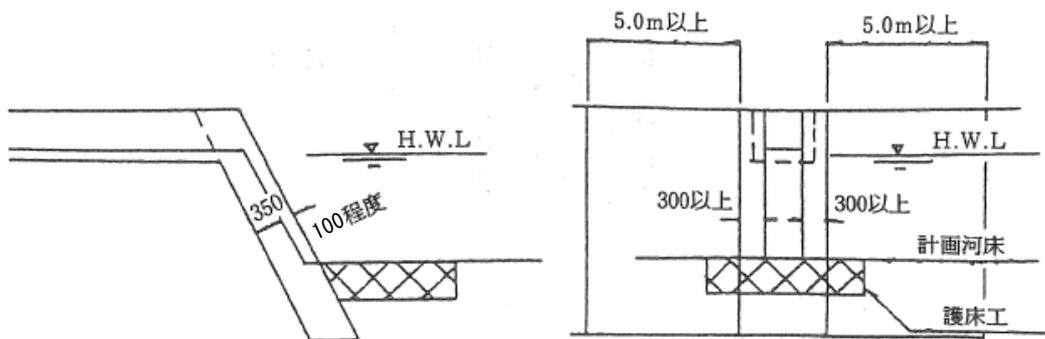
開発等により河川に新規に排水工を設ける場合は、できるだけ統合し、落とし口は縦溝とすること。排水工の構造は下記の通りとする。

管渠の場合



なお、樋門、樋管については、河川管理施設等構造に準ずる。

開渠の場合



未改修河川に施工する場合、縦溝の上下流それぞれに5m以上の護岸を施工するものとする。但し、護岸を施工するのが不相当と考えられる河川については、蛇籠等で縦溝処理するものとする。